

リサイクルできるもの

紙類 品目ごとにひもでしばって出してください。

- 新聞
- 雑誌(雑誌・包装紙・その他紙類等)
- メモ帳など小さな紙類は封筒などに入れて「紙資源」と書いて出してください。
- ダンボール・菓子箱など
- 牛乳パックなど(洗って開いて出してください)

布類 天気の良い日に品目ごとに透明袋に入れるかひもでしばる。

- 古着
- カーテン・シーツ・毛布
- 座布団・枕・クッション
布団・じゅうたん・マットレス

※くつ下、ネクタイ類は燃料ごみへ

ペットボトル・キャップ **トレー・発泡スチロール**

洗ってキャップと分けて出してください。 洗ってかわかす。

※ペットボトルのキャップのシールをはがして出してください。 白色のみ

※ペットボトルとキャップはそれぞれ洗ってから別の袋に入れて出してください。

生きビン **ワンウェイビン**

洗浄・消毒して再利用できるもの 細かく砕いて原料に再生するもの

※一つの袋に入れて出してください。 ※生きビン以外の飲み物、調味料が入っていたもの。 ※一つの袋に入れて出してください。

- ①茶・緑色の1升ビン
- ②ビールビン
- ③茶色の300mlの瓶のビン

洗ってふたを取り分別して出してください。

アルミ缶・スチール缶 **スプレー缶** **その他鉄製品**

中を洗って出してください。 1つの袋でもかまいません。 中身を使い切って穴をあけて別の袋に入れて出してください。

- 鉄類(小さなもの)
- アルミ・スチール製品
- 菓子缶・缶詰等
- 鍋(金属製)・フライパン等
- 家電製品(45ℓのごみ袋に入るもの)

燃料ごみ よく水をきって出してください。

- 生ごみ

50cm程度に切ってください。

- ビニールホース
- 細長いごみ(ひも類)
- 布くず、くつ下
ネクタイなど

●資源にならない紙類(カーボン紙、感熱紙、銀紙など)

●軽微なプラスチック(キャップ又はノズル類は除く)(とうふ・たまご・マヨネーズ・シャンプー・リンス・ドレッシング・洗剤等容器類、ラップ類、弁当等容器類など)

●色つきトレー・発泡スチロール(汚れたものを含む)

●木くず(枝木など) ※長さ50cm、直径5cm以内

●紙おむつ

●注意 紙おむつは汚物を取り除いて出してください

●ゴム製品および革製品(金具を取り外したもの)

リサイクルできないもの

資源になるものとは一緒にしないでください。

陶器・ガラス類・油ビンなど

- 陶器類
- ガラス類(板ガラス、ガラス等)
- 電球
- 油ビンなど
化粧品などのビン類
- 猫砂
- 蛍光灯
- 猫砂

金物・プラスチック類

- 傘
- ロープ
- 使い捨てカイロ
- プラスチック類
- ライター
- アルミ箔類
- 電池
- CD・DVD盤
- 金具のついて
いるもの
- ペットボトル以外のキャップ又はノズル類
- 小型の刃物類
(包丁・はさみ・
カッターなど)

- 粗大ごみ個別収集【年2回実施】(日程は広報への折り込みにて通知)
- 粗大ごみ・資源ごみ直接持込【水・木・金(祝日を除く)実施 ※第5週を除く】(事前に申し込みが必要)
- 家電リサイクル対象品【テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機】の処分方法について
- パソコンのリサイクルについて「資源有効利用促進法」
- 生ごみ処理容器購入補助金について

カレンダーの裏表紙を参照ください。
不明な点については、環境衛生課へお問い合わせください。
(☎33-0338)

産業廃棄物等は収集できません。循環型社会の実現に向けごみの減量化にご協力ください。

2017.4 修正版

正しくは「2020.4 修正版」
になります。
※内容については最新版となります。